

新（赤文字部分が変更箇所）：2024年3月18日以降	旧（赤文字部分が変更箇所）：現状
第1条 取引条件・取引方法	第1条 取引条件・取引方法
1.～3.省略	1.～3.省略
4. バンキングサービス取引のうち、パーソナルコンピュータおよびスマートフォン（以下、総称して「ネットワーク端末」という。）を通じたインターネット経由による取引を「インターネットバンキング」、携帯電話機・スマートフォン・固定電話機を利用した音声による取引を「テレホンバンキング」、ATM 等の利用による取引（後述する「スマホ ATM サービス」を除く。）を「ATM 取引」、当行所定の「じぶん銀行スマートフォンアプリ」（以下「本アプリ」という。）がダウンロードされているお客さまが常用するスマートフォン（以下「アプリ搭載スマートフォン」という。）と ATM 等を利用した取引を「スマホ ATM サービス」、アプリ搭載スマートフォンで申込み・発行したスマホデビットを利用した取引を「スマホデビットサービス」とそれぞれいいます。	4. バンキングサービス取引のうち、パーソナルコンピュータおよびスマートフォン（以下、総称して「ネットワーク端末」という。）を通じたインターネット経由による取引を「インターネットバンキング」、携帯電話機・スマートフォン・固定電話機を利用した音声による取引を「テレホンバンキング」、ATM 等の利用による取引（後述する「スマホ ATM サービス」を除く。）を「ATM 取引」、当行所定の「じぶん銀行スマートフォンアプリ」がダウンロードされているお客さまが常用するスマートフォン（以下「アプリ搭載スマートフォン」という。）と ATM 等を利用した取引を「スマホ ATM サービス」、アプリ搭載スマートフォンで申込み・発行したスマホデビットを利用した取引を「スマホデビットサービス」とそれぞれいいます。
5. バンキングサービス取引にあたってお客さまが使用するネットワーク端末、携帯電話機、固定電話機その他の端末等およびこれらを接続するためのモデム、LAN 等の付属機器（以下「通信機器」という）はお客さまの費用と責任で準備するものとし、また通信機器の利用にかかるインターネット接続料、パケット通信料、 本アプリ のダウンロード料金、通話料その他の諸費用についても、お客さまの負担とします。ただし、当行が設置するお客さまセンターのフリーコールへの通話料はこの限りではありません。	5. バンキングサービス取引にあたってお客さまが使用するネットワーク端末、携帯電話機、固定電話機その他の端末等およびこれらを接続するためのモデム、LAN 等の付属機器（以下「通信機器」という）はお客さまの費用と責任で準備するものとし、また通信機器の利用にかかるインターネット接続料、パケット通信料、 専用アプリケーション のダウンロード料金、通話料その他の諸費用についても、お客さまの負担とします。ただし、当行が設置するお客さまセンターのフリーコールへの通話料はこの限りではありません。
6.省略	6.省略
第2条 取引内容	第2条 取引内容
（1）インターネットバンキング 普通預金口座開設取引、定期預金口座開設取引、振替・振込取引、普通預金取引、定期預金取引、景品付き定期預金、仕組預金取引、外貨普通預金口座開設取引、外貨普通預金取引、外貨定期預金取引、外貨仕組預金取引、じぶん銀行 FX 口座開設取引、じぶん銀行 FX 取引、口座情報の照会取引、届出情報の変更取引、ローン取引のお申込み・お借入・取引内容の照会、その他当行の指定する取引。ただし、 本アプリ を利用して行うスマートフォンによるインターネットバンキングにおいては、お客さまが利用できるバンキングサービス取引の一部が制限される場合があります。	（1）インターネットバンキング 普通預金口座開設取引、定期預金口座開設取引、振替・振込取引、普通預金取引、定期預金取引、景品付き定期預金、仕組預金取引、外貨普通預金口座開設取引、外貨普通預金取引、外貨定期預金取引、外貨仕組預金取引、じぶん銀行 FX 口座開設取引、じぶん銀行 FX 取引、口座情報の照会取引、届出情報の変更取引、ローン取引のお申込み・お借入・取引内容の照会、その他当行の指定する取引。ただし、 当行所定のアプリケーション を利用して行うスマートフォンによるインターネットバンキングにおいては、お客さまが利用できるバンキングサービス取引の一部が制限される場合があります。
（2）～（5）省略	（2）～（5）省略
第8条 暗証番号の届出等	第8条 暗証番号の届出等
1.～5.省略	1.～5.省略
6. ログインパスワードはお客さまが、インターネットバンキングを行う際や 本アプリ を利用する際その他 当行所定の取引を行う際に使用します。	6. ログインパスワードはお客さまが、インターネットバンキングを行う際その他当行所定の取引を行う際に使用します。
7.～12.省略	7.～12.省略
第9条 バンキングサービスご利用時の本人確認	第9条 バンキングサービスご利用時の本人確認

<p>1.インターネットバンキング・テレホンバンキング (1) インターネットバンキングまたはテレホンバンキングを利用するお客さまは、お客さまを特定するお客さま番号（キャッシュカード裏面に記載の10桁の番号をいいます。以下同じ。）、暗証番号等および生体情報、ワンタイムパスワードのうち取引内容・方法等に応じて当行が指定するものを、ネットワーク端末（インターネットバンキングの場合）、携帯電話機または固定電話機端末（テレホンバンキングの場合）より送信してください。なお、本アプリを通じてインターネットバンキングを利用する場合においては、当該利用の際に、お客さまが本アプリへのログイン時に当行に送信（ネットワーク端末の生体認証機能を通じた自動送信を含みます。）したログインパスワードが、自動的に当行に送信されます。</p>	<p>1.インターネットバンキング・テレホンバンキング (1) インターネットバンキングまたはテレホンバンキングを利用するお客さまは、お客さまを特定するお客さま番号（キャッシュカード裏面に記載の10桁の番号をいいます。以下同じ。）、暗証番号等および生体情報、ワンタイムパスワードのうち取引内容・方法等に応じて当行が指定するものを、ネットワーク端末（インターネットバンキングの場合）、携帯電話機または固定電話機端末（テレホンバンキングの場合）より送信してください。</p>
<p>(2) 当行は、以下のいずれかの方法、または以下の方法の併用により本人確認を行います（ただし、以下の③の方法のみでの本人確認は行いません）。なお、ご依頼の取引によっては、以下の方法に加え、お客さまに住所等お客さまの届出情報を確認し、当該確認内容と届出内容との一致を確認することがあります。 ① お客さまから送信された暗証番号等（前号なお書きに定める自動的に当行に送信されるログインパスワードを含みます。以下本号において同じ。）と、あらかじめ当行に届出の暗証番号等との一致を確認する方法</p>	<p>(2) 当行は、以下のいずれかの方法、または以下の方法の併用により本人確認を行います（ただし、以下の③の方法のみでの本人確認は行いません）。なお、ご依頼の取引によっては、以下の方法に加え、お客さまに住所等お客さまの届出情報を確認し、当該確認内容と届出内容との一致を確認することがあります。 ① お客さまから送信された暗証番号等と、あらかじめ当行に届出の暗証番号等との一致を確認する方法</p>
<p>1. (3) ~2.省略</p>	<p>1. (3) ~2.省略</p>
<p>第14条 ロックサービス</p>	<p>第14条 ロックサービス</p>
<p>1. ロックサービスの内容 ロックサービスとは、お客さまが万一キャッシュカードと暗証番号等を盗まれた場合等において第三者による不正取引が行われることを防止するため、お客さまにおいて現金入金取引を除く ATM 取引・スマホ ATM サービス（以下「現金入金以外の ATM取引・スマホ ATM サービス」という。）およびインターネットバンキング（本アプリを利用して行うスマートフォンによるインターネットバンキングにおける口座情報の照会取引を除きます。以下、本条において同じ。）のすべてを禁止（ロック）することができる機能です。</p>	<p>1. ロックサービスの内容 ロックサービスとは、お客さまが万一キャッシュカードと暗証番号等を盗まれた場合等において第三者による不正取引が行われることを防止するため、お客さまにおいて現金入金取引を除く ATM 取引・スマホ ATM サービス（以下「現金入金以外の ATM取引・スマホ ATM サービス」という。）およびインターネットバンキング（当行所定のアプリケーションを利用して行うスマートフォンによるインターネットバンキングにおける口座情報の照会取引を除きます。以下、本条において同じ。）のすべてを禁止（ロック）することができる機能です。</p>
<p>2. ロックサービスの申込・解約 テレホンバンキングにて、または本アプリを利用して行うスマートフォンによるインターネットバンキングにて、当行所定の手続きにより、ロックサービスの申込と解約ができるものとします。</p>	<p>2. ロックサービスの申込・解約 テレホンバンキングにて、または当行所定のアプリケーションを利用して行うスマートフォンによるインターネットバンキングにて、当行所定の手続きにより、ロックサービスの申込と解約ができるものとします。</p>
<p>3. ロックの設定・解除 (1) 省略 (2) ロックサービスをご利用のお客さまが、ロック状態を解除して現金入金以外の ATM取引・スマホ ATM サービスまたはインターネットバンキングを行う際の「ロック解除」、および取引完了後においてロック状態を復活させる際の「ロック再設定」については、テレホンバンキングまたは本アプリを利用して行うスマートフォンによるインターネットバンキングにて、当行所定の手続きにより行うことができます。なお、「ロック解除」された後、お客さまご自身で「ロック再設定」を行わない場合でも、当行は当行所定の時間経過後に自動的に「ロック再設定」を行います。</p>	<p>3. ロックの設定・解除 (1) 省略 (2) ロックサービスをご利用のお客さまが、ロック状態を解除して現金入金以外の ATM取引・スマホ ATM サービスまたはインターネットバンキングを行う際の「ロック解除」、および取引完了後においてロック状態を復活させる際の「ロック再設定」については、テレホンバンキングまたは当行所定のアプリケーションを利用して行うスマートフォンによるインターネットバンキングにて、当行所定の手続きにより行うことができます。なお、「ロック解除」された後、お客さまご自身で「ロック再設定」を行わない場合でも、当行は当行所定の時間経過後に自動的に「ロック再設定」を行います。</p>
<p>4.~5.省略</p>	<p>4.~5.省略</p>
<p>第29条 免責事項</p>	<p>第29条 免責事項</p>
<p>1.~2.省略</p>	<p>1.~2.省略</p>

<p>3. 取引依頼時に入力された暗証番号等（本アプリを通じてインターネットバンキングを利用する場合において自動的に当行に送信されたログインパスワードを含みます。）について、あらかじめお客さまから届出られた暗証番号等との一致を当行が確認するなど、当行が当行所定の手続きに従い本人確認を行ったうえは、当該取引をお客さまの真正な指示に基づく取引として取扱います。</p>	<p>3. 取引依頼時に入力された暗証番号等について、あらかじめお客さまから届出られた暗証番号等との一致を当行が確認するなど、当行が当行所定の手続きに従い本人確認を行ったうえは、当該取引をお客さまの真正な指示に基づく取引として取扱います。</p>
---	---